

小規模企業のための新会社法活用

第2回

「登記などの手続き事務」

1. 変更登記の有無

会社法が施行され5ヶ月が経過したわけですが、この会社法施行に伴う登記の申請が必要かどうかの問い合わせをよくいただきます。

ほとんどの会社は、会社法及び整備法の施行に伴って新たに登記の申請をする必要はありません(ただし、例外的に会社法の施行日から6か月以内に登記を申請しなければならぬケースがあります)。

会社法の施行に伴い必要な登記の大部分は、法務局の登記官が職権ですで行われていますので、会社法施行後まだ自社の登記簿謄本(現在事項全部証明書)を取得されていない場合は是非取得してみてください。

2. 有限会社は

従来の株式会社は、監査役および取締役会を必ず設置

会社法が施行された日以後、

有限会社は有限会社という会社類型ではなくなったので、施行日に現にある有限会社は、株式会社として存続することになります(特例有限会社)が、このために登記の申請をする必要はありません。

なお、「有限会社の定款」、「社員」、「持分」及び「出資1口」は、それぞれ「株式会社」の定款、「株主」、「株式」及び「1株」とされ、有限会社の資本の総額を出資1口の金額で除した数が株式会社の発行可能株式総数及び発行済株式の総数となりますが、必要な登記は、法務局の登記官が職権ですで行われています。

3. 機関設計(監査役・取締役会の廃止、任期の伸長)の見直し

しなくてはならなかったわけですが、会社法施行後は監査役や取締役会の設置は任意となりました。取締役を1人にすることも可能です。また、これまで2年に一度の役員変更登記が強制されていましたが、定款に定めることにより、取締役と監査役の任期を最大10年まで伸長(従来取締役は2年、監査役は4年でした)することが出来るようになりました。

の取締役について事故があった場合、その会社の取締役はゼロとなって責任を取る者がいなくなってしまう。そんな会社と信用取引をする会社は限られますし、金融機関から融資を受ける際にも難しいケースが出てくるのは必至です。

えられます。任期中での解任の場合には、正当な理由がある場合を除き、その任期の残存期間について役員報酬相当額の損害賠償義務が生じる場合があります。

結論から言わせて頂くと、会社法施行後も出来れば取締役や監査役の人数は従来と同様、役員任期も従来と同様がベターなのではと思っております。

今回は、「監査役役割」についてです。

現在事項全部証明書	
新潟県〇〇市〇〇町〇番〇号 有限会社〇〇〇〇 会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇	
商号	有限会社〇〇〇〇
本店	新潟県〇〇市
公告する方法	官報に掲載している <small>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月10日登記</small>
会社成立の年月日	平成〇年〇月〇日
目的	1. <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇〇〇〇〇 2. <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇〇〇〇〇 3. <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇〇〇〇〇 4. <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇〇〇〇〇 5. 前各号に付帯する一切の業務
発行可能株式総数	〇〇株 <small>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月10日登記</small>
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 〇〇株 <small>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月10日登記</small>
資本金の額	金〇〇〇万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。 <small>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月10日登記</small>
整理番号 イ 〇〇〇〇〇〇 *下線のあるものは抹消事項であることを示す。	



ヤマガチ 山口 昇

著者
プロフィール

生年月日 昭和32年7月4日(蟹座)
出身 新潟県加茂市
資格 税理士
事務所/住所
〒959-1383
新潟県加茂市旭町15番30号

事務所名
山口昇税理士事務所

TEL 0256-526869
FAX 0256-521674
URL

http://homepage2.nifty.com/yn5193